

鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 鳥取市中心市街地活性化基本計画（平成30年3月23日内閣総理大臣認定）に基づく中心市街地（以下「中心市街地」という。）の区域内に存する建築物であって、一定の期間（6か月間以上）居住その他の使用がされていないものをいう。
- (2) 空き家物件提供者 空き家に係る所有権を有する者であって、当該空き家を提供するものをいう。
- (3) 購入者 空き家を自らが居住する目的で購入する者であって売買契約の日から3か月以内の者をいう。
- (4) 借借人 空き家を自らが居住する目的で賃借する者であって賃貸契約の日から3か月以内の者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、次条第1項に定める者に対し、当該空き家を居住の用に供するために改修する費用の一部を補助することにより、空き家の利活用の促進と、居住人口の増加を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家物件提供者、空き家の購入者又は借借人（所有者の承諾を得た者に限る。）で自ら改修する者とする。

2 前項の補助対象者は、次の全てを満たす者であることとする。

- (1) 過去にこの補助金や改修等に関する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 補助対象者の属する世帯全員又は補助対象となる法人が次に掲げる市税等を滞納していないこと。

ア 市税

イ 国民健康保険料

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ 保育所保育料

カ 下水道使用料

キ 下水道受益者負担金

- 3 改修後は、世帯当たり1名以上が入居するものとし、当該改修後の居住者のうち1名以上は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 交付申請の日における年齢が18歳以上45歳未満の者であること。
 - (2) 中心市街地外から中心市街地に転入する者であること。この場合において、鳥取県内の別の地域から中心市街地へ転入する場合は、転入前の居住地域（町又は部落等）の高齢化率（居住地域の65歳以上の人口が居住地域の総人口に占める割合をいう。）が転入する中心市街地の居住地の高齢化率と比較して低いこと。
 - (3) 中心市街地に転入した後は、5年以上居住すること。
 - (4) 地域の自治会に加入すること。

（補助対象工事）

第5条 本補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象事業の実施に要する工事のうち、空き家の住宅性能の向上のために行う改修工事であって、当該工事に係る費用（土地の購入に要する費用を除く。）の総額が50万円以上のものとする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 空き家に付属する車庫や物置等の工事
- (2) 申請者が直接行う工事
- (3) エアコン、ガスコンロ、照明等の住宅設備機器類の設置工事
- (4) カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
- (5) 電話、インターネット、CATV等の配線工事
- (6) 外構工事
- (7) 建物の解体、除却のみを行う工事
- (8) 国、県又は市における他の補助事業により整備する工事
- (9) その他市長が不相当と認めた工事

2 補助対象工事は、鳥取市内に本店、営業所等を有する事業者に施工させなければならない。

3 補助対象工事は、本補助金の交付決定後に着手し、当該補助金の交付決定があった日の属する年の年度末までに完了しなければならない。

（補助対象経費）

第6条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（土地の購入に要する費用を除く。）とする。この場合において、併用住宅にあつては、居住の用に供する部分に限り、補助対象経費として認めるものとする。

（補助金の算定等）

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費

税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に5分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額は50万円を限度とする。

2 本補助金は、同一の空き家につき1回限りとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支計画書（様式第2号）
- (3) 空き家の売買契約書の写し（購入の場合に限る。）
- (4) 補助対象工事に係る見積書（内訳書を含む。）の写し
- (5) 補助対象工事に該当する予定箇所の写真
- (6) 空き家の改修に関する所有者の承諾書（様式第3号（賃借人のみとする。））の写し
- (7) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号（法人の場合は様式第4号の2））
- (8) 誓約書（様式第5号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 申請者は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条第1項に規定する申請書その他の書類を受理したときは、速やかにこれらの書類を審査して本補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 本補助金を交付することができないと認めたときの規則第7条第3項の通知は、鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金交付却下通知書（様式第6号）によるものとする。

3 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後は、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付の条件）

第10条 本補助金に関し、規則第6条第1項に規定する補助金の交付の条件として次に掲げる条件を付する。

- (1) 交付決定通知があった日から3月以内に対象工事に着手すること。
- (2) 補助対象工事を第5条第3項に規定する日までに完了すること。
- (3) 補助対象物件に実績報告日までに転入すること。
- (4) 申請者が賃借人である場合又は購入者である場合は、第4条第3項第3号に定める期間（以下「居住要件期間」という。）居住すること。ただし、申請者が購入者の場合であって、次号に掲げる要件を満たすときはこの限りでない。
- (5) 申請者が所有者である場合（賃貸の場合に限る。）であって補助対象物件の居住者全員が居住要件期間内に転居することとなったとき、又は申請者が購入者である場合であって居住要件期間内に転居することとなり補助対象物件を賃貸に出すこととした場合にあつては、その転居の日から6か月以内に新たに第4条第3項の要件を満たす居住者を決定すること。
- (6) 本補助金の交付の決定を受けた日から5年（第13条の期間が5年を超えるときは、当該期間）を経過する日までの間は、対象空き家を取壊し、又は売却しないこと。

（補助事業等の変更）

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（実績報告等）

第12条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第1号）
- (2) 事業収支決算書（様式第2号）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 補助対象工事内訳書
- (5) 補助対象事業の成果が確認できる写真
- (6) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (7) 賃貸借契約等の写し（賃貸の場合に限る。）
- (8) 転居後の世帯全員分の住民票
- (9) 居住者の町内会・自治会加入証明書（様式第7号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告は、補助対象事業の完了後1月以内の日又は補助対象事業の完了の日の属する年度内のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定仕入控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第8号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第13条 規則第16条第1項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

（居住要件期間内における居住者の変更）

第14条 申請者は、補助対象物件の居住者の全員が居住要件期間内にやむを得ず転居し、要件を満たさなくなった場合は、速やかに鳥取市まちなか空き家改修支援事業居住者退去報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者（空き家物件提供者（賃貸の場合に限る。）又は購入者（補助対象物件を賃貸に出す場合に限る。）に限る。）は、前項の報告書に記載された退去日から6か月以内に第4条第3項の要件を満たす新たな居住者を決定し、鳥取市まちなか空き家改修支援事業居住者変更報告書（様式第10号）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、新たな居住者に対する第4条第3項の適用については、同項第3号中「5年以上」とあるのは「5年から前の居住者の居住期間を除いた期間以上」とする。

- (1) 世帯全員分の住民票
- (2) 賃貸借契約等の写し
- (3) 居住者の町内会・自治会加入証明書（様式第7号）

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。